

証券コード 3089
2025年2月12日
(電子提供措置の開始日2025年2月4日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目27番4号
明治安田生命五反田ビル
テクノアルファ株式会社
代表取締役社長 稲垣 映磨

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.technoalpha.co.jp/ir/library7.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年2月26日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月27日（木曜日） 午前11時（開場10時30分）
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル1階 ベルサール御成門駅前
(会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 第35期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第35期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金配当の件

第2号議案 取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年2月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年2月26日（水曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 重複して議決権を行使された場合

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. 招集に当たっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

(1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

(2) 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会ご出席者へのお土産のご用意はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2025年2月26日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダおよび通信事業者の料金

(接続料金等) は、株主様のご負担となります。

- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金35円
総額 61,797,750円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年2月28日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役3名の選任をいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数 (株)
1	いな がき はゆ ま 稲 垣 映 磨 (1973年9月17日生)	2001年10月 当社入社 2016年4月 当社システム開発グループ グループマネージャー 2017年4月 当社執行役員（システム開発グループ グループマネージャー） 2018年2月 当社取締役（システム開発グループ グループマネージャー） 2019年2月 当社取締役（システム開発グループ グループマネージャー兼サイエンスグループ グループマネージャー） 2022年6月 株式会社ペリテック取締役 2023年1月 当社代表取締役社長（現任） 2023年12月 株式会社ペリテック代表取締役社長（現任）	7,800
2	なか むら たい ぞう 中 村 泰 三 (1971年12月24日生)	1997年10月 当社入社 2011年4月 当社執行役員（半導体装置グループ グループマネージャー） 2017年2月 当社取締役（半導体装置グループ グループマネージャー） 2017年4月 当社取締役（エレクトロニクスグループ グループマネージャー） 2021年1月 株式会社ペリテック取締役 2022年1月 同社取締役副社長（現任） 2023年2月 当社取締役副社長（現任）	46,200
3	きた の こう すけ 北 野 孝 輔 (1978年4月23日生)	2007年9月 東京弁護士会登録（60期） 2007年9月 スプリング法律事務所入所 2016年1月 同事務所パートナー（現任） 2023年2月 当社取締役（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 候補者北野孝輔氏は、社外取締役候補者です。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
4. 北野孝輔氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 北野孝輔氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての経験・識見が豊富であり、同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割である、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化につながるものと判断したためです。なお、同氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 当社と北野孝輔氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

以 上

事業報告

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、ロシア・ウクライナ情勢に加えガザ地区においても緊迫した状況が継続しており、今後の動向は依然として不透明です。また、米国大統領選の結果等を踏まえ、引き続き国内外の金利や為替の動向への注視が必要です。このような状況のもと、当社グループは、主な課題である半導体テストソリューションの強化、船用機器販売の強化およびグループ技術力の連携強化に取り組んでまいりました。

特にマリン・環境機器事業およびエレクトロニクス事業においては、新たな商材の開拓が順調に進んでおり、また、S I 事業およびサイエンス事業においては、エレクトロニクス事業との連携強化が進んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,969,934千円(前連結会計年度比9.1%減)、営業利益は276,602千円(前連結会計年度比40.8%増)、経常利益は316,879千円(前連結会計年度比33.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は212,418千円(前連結会計年度比27.8%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

① エレクトロニクス事業

当事業においては、半導体テストソリューションの強化、S I 事業との連携強化および当社製装置を含む製造ライン向け装置一式の一括提案・販売の強化に注力しております。当連結会計年度においては、円安の影響により輸入商材の利益率が低下しておりますが、当社製装置を含む製造ライン向け装置一式の販売強化が順調に進んでおります。主力商材であるパワー半導体製造装置については、前連結会計年度と比較して売上・利益が低調ではありましたが、新たなアプリケーションの引き合いが増加傾向にあります。

これらの結果、売上高は2,563,936千円(前連結会計年度比15.7%減)、営業利益は291,935千円(前連結会計年度比4.3%増)となりました。

② マリン・環境機器事業

当事業においては、巡視船および測量船向けのダビット等に加え、欧州メーカー製船用クレーン等の特殊甲板機器の販売強化に注力しており、これらの取組みが順調に進んでおります。船用機器については、受注から検収までの期間が長く、当連結会計年度においては、前連結会計年度以前に受注した船用機器を予定どおりに販売いたしました。

これらの結果、売上高は645,643千円(前連結会計年度比70.1%増)、営業利益は182,902千円(前連結会計年度比186.3%増)となりました。

③ S I 事業

当事業においては、主要ビジネスである国内における試験・計測システムインテグレーションビジネスに注力するとともに、エレクトロニクス事業との連携強化に注力しております。当連結会計年度においては、これらの取組みが順調に進んでおり、有力な引き合いが増加しておりますが、売上・利益ともに低調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は621,912千円(前連結会計年度比27.4%減)、営業損失は27,227千円(前連結会計年度は13,511千円の営業利益)となりました。

④ サイエンス事業

当事業においては、海外メーカー製理化学機器・ソフトウェアの販売強化に注力しております。当連結会計年度においては、既存商材の販売と並行して新商材の開拓を進めており、これらの取組みの成果が見え始めています。

これらの結果、売上高は138,442千円(前連結会計年度比48.6%増)、営業利益は4,396千円(前連結会計年度は12,722千円の営業損失)となりました。

事業	売上高 (百万円)	構成比 (%)
エレクトロニクス事業	2,563	64.6
マリン・環境機器事業	645	16.3
S I 事業	621	15.6
サイエンス事業	138	3.5
計	3,969	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は72百万円(ソフトウェア仮勘定を含む)であり、主にエレクトロニクス事業におけるデモ用装置及び新基幹システムの構築によるものです。なお、設備の除却及び売却については、重要なものではありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 (2021年11月期) 2020年度	第33期 (2022年11月期) 2021年度	第34期 (2023年11月期) 2022年度	第35期 (2024年11月期) 2023年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	3,148,087	4,268,414	4,369,659	3,969,934
経 常 利 益 (千円)	181,009	344,957	238,294	316,879
親会社株主に帰 属する当期純利 益 (千円)	113,390	229,226	166,217	212,418
1株当たり当期 純利益 (円)	64.21	129.81	94.14	120.31
総 資 産 額 (千円)	2,588,018	2,771,195	2,973,888	3,014,471
純 資 産 額 (千円)	1,521,397	1,687,713	1,802,231	1,955,694
1株当たり純資産額 (円)	861.58	955.79	1,020.72	1,107.63

(注) 第33期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第33期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ペリテック	30,000千円	100.0%	S I（システムインテグレーター）事業

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

- ① 半導体テストソリューションの強化
エレクトロニクス事業において、有望な新材である半導体テスターに注力し、半導体テストソリューション分野の強化を進めます。
- ② FA装置分野の強化
エレクトロニクス事業において、自社開発の装置により輸入商材を補完し、FA装置分野での提案力強化を進めます。
- ③ 船用機器販売の強化
マリン・環境機器事業において、有望な船用機器メーカーの船用クレーンをはじめとする特殊甲板機器の販売に注力します。特に、これらの船用機器については、防衛分野向けの販売強化にも取り組んでまいります。
- ④ 試験・計測システムインテグレーションの強化
S I事業において、エレクトロニクス事業の装置開発・設計部門との連携を進め、お客様の開発フェーズから量産フェーズまでをカバーするソリューションの提案を強化します。
- ⑤ 理化学機器の販売強化
サイエンス事業において、有望な海外メーカー製品の販売を強化するとともに、S I事業と連携して開発した自社製品の販売を強化します。

(11) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

① 事業の概要

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社ペリテック）の計2社で構成され、エレクトロニクス事業、マリン・環境機器事業、S I（システムインテグレーター）事業及びサイエンス事業を展開しております。

エレクトロニクス事業においては、当社が、パワー半導体（＊1）製造プロセスの後工程で使用される半導体製造装置、半導体製造プロセスの後工程向けの研究開発機器、検査機器、その他機器及び電子材料を、国内販売代理店として輸入販売しております。また、液晶ディスプレイ、フラットパネルディスプレイ等製造用の材料及び装置を、輸出販売しております。さらに、当社製装置を含む製造ライン向け装置一式を販売しております。

マリン・環境機器事業においては、当社が、ライフボート、ボートダビット及び船舶用クレーン等の船用機器を国内外のメーカーから調達し、国内外の造船所に販売しております。また、食品・化学・石油化学業界等における液体分離・ろ過等を目的とした膜等を、それぞれ海外メーカーとの販売代理店契約に基づき仕入れ、顧客に販売しております。

S I事業においては、当社の連結子会社である株式会社ペリテックが、計測・制御システム等の受託開発を行うとともに、主に計測・制御分野に関するプログラミング教育を提供しております。

サイエンス事業においては、当社が、理化学分野の機器の開発及び製造並びに国内外からの仕入を行い、主に国内の大学や研究所向けに販売しております。

② 各事業の取扱商品並びに技術サポートについて

当社グループは、商品・製品の販売と併せて、各事業領域における経験、知見に基づいた専門的な技術サポートを提供し、お客様の要望にお応えしております。

（エレクトロニクス事業）

パワー半導体製造プロセスの後工程（組立工程）で使用されるアルミ線ウェッジワイヤボンダー（＊2）及びその部品・消耗品等を輸入し、顧客の要求仕様に合わせて当社が設計・製造した搬送装置等を組み合わせて販売するとともに、技術サポートとして、設置・調整、ユーザ向けトレーニング及び保守サービス等を提供しております。また、半導体製造、電子部品製造、液晶等組立で使用される接着剤や消耗品、ボンドテスター（＊3）、温度モニターシステム（＊4）のほかフリップチップ・ダイボンダー（＊5）、プラズマ処置装置（＊6）及び液晶ディスプレイ・フラットパネルディスプレイ製造用の材料・装置等を販売するとともに、これらの機器についても、技術サポートとして、設置調整、ユーザ向けトレーニング及び保守サービス等を提供しております。さらに、主にアルミ線ウェッジワイヤボンダーの顧客向けデモンストレーション、

試作支援及びトレーニング等を行う接合技術センターを本社内に設置しております。

(マリン・環境機器事業)

大型船舶に搭載されるライフボート等の船用機器の仕入れ・販売を行うとともに、ボートダビット（＊７）を日本国内メーカーへ製造委託し、国内外の造船会社等へ販売しております。

また、食品、飲料、化学など幅広い分野における液体分離を目的とした振動膜式フィルター（＊８）とセラミック膜（＊９）の販売並びにこれらのろ過膜を組み込んだろ過システムの設計、外注による製造及び販売を行うとともに、技術サポートとして、設置・調整、ユーザ向けトレーニング及び保守サービス等を提供しております。

(ＳＩ事業)

計測・検査システムの受託開発および自社製品の開発・販売を行うとともに、システムインテグレーターとして、ハードウェアも含めた設置・調整、ユーザ向けトレーニング及び保守サービス等を提供しております。

(サイエンス事業)

理化学分野の機器の開発・製造、仕入・販売を行うとともに、技術サポートとして、設置・調整、ユーザ向けトレーニング及び保守サービス等を提供しております。

用語解説

- * １ 電力を制御する半導体デバイスを指し、電源装置、モータードライブ、コンピュータ、自動車、大型家電（エアコン、冷蔵庫など）、産業用機器等に用いられる半導体
- * ２ 半導体組立工程で、ICチップと端子間を細いアルミ線で超音波を用いて接合する装置
- * ３ 半導体組立工程でワイヤボンドをした後、接合強度を検査する装置
- * ４ プリント基板に電子部品を実装するハンダ付け装置の温度を監視する装置
- * ５ 半導体組立工程でICチップを基板上に高い精度で搭載する装置
- * ６ マイクロ波や大気圧等を用いて、プラズマを発生させ、ICチップ表面やその他接合面の表面状態を改善するためのクリーニング装置
- * ７ 救命ボート等を昇降させる装置
- * ８ フィルター膜の目詰まりを防止する目的で、膜自体を振動させ、フィルター膜の寿命を維持させる装置
- * ９ フィルターの一つで、セラミックで成形された多種形状の膜

(12) 主要な営業所及び工場（2024年11月30日現在）

会社名	事業所名	所在地
当 社	本社	東京都品川区
	神奈川エンジニアリングセンター	神奈川県大和市
株 式 会 社 ペ リ テ ッ ク	本社	群馬県高崎市

(13) 従業員の状況（2024年11月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数
エレクトロニクス事業	35名
マリン・環境機器事業	7名
S I 事業	32名
サイエンス事業	3名
全 社	6名
合 計	83名

(注) 従業員数は就業員数です。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	3名減	45.5歳	9.4年

(注) 従業員数は就業員数です。

(14) 主要な借入先（2024年11月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	170百万円
株式会社三井住友銀行	170百万円
株式会社三菱UFJ銀行	170百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,316,000株
(自己株式550,350株を含む。)
(3) 株主数 6,007名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
青島 勉	203,800	11.54
楠目 常男	100,100	5.67
塩崎 五月	46,500	2.63
中村 泰三	46,200	2.62
平 豊	41,000	2.32
槇田 重夫	41,000	2.32
テクノアルファ取引先持株会	29,400	1.67
上田八木短資株式会社	28,000	1.59
テクノアルファ株式会社社員持株会	24,100	1.36
中瀬 嘉幸	19,000	1.08

(注) 1. 当社は、自己株式を550,350株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

- ## 3. 会社の新株予約権等に関する事項
- 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年11月30日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲垣 映磨	株式会社ペリテック代表取締役社長
取締役副社長	中村 泰三	株式会社ペリテック取締役副社長
取締役	北野 孝輔	スプリング法律事務所パートナー
常勤監査役	青野 芳久	株式会社ペリテック監査役
監査役	村上 章	実践経営コンサルティング株式会社代表取締役 事業承継コンサルティング株式会社代表取締役
監査役	田村 洋平	たむら会計事務所代表

- （注） 1. 取締役北野孝輔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が義務付ける一般株主と利益相反するおそれのない独立役員です。
2. 監査役村上章及び田村洋平の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所が義務付ける一般株主と利益相反するおそれのない独立役員です。
3. 監査役田村洋平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 青島勉氏は、2024年2月28日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。業績連動報酬等については、本業による儲けとして最重要視する営業利益を指標とし、当該指標の水準、対前期比増減等を勘案して算定しております。当事業年度の営業利益は、損益計算書に記載のとおりです。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年2月25日開催の第15回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年2月25日開催の第32回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年2月28日開催の取締役会において、代表取締役社長稲垣映磨に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議しております。その理由は、役位、職責、在任年数等および当社の業績を総合的に勘案した報酬額の決定においては、代表取締役社長に委任することが最適であると判断しているためです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	41 (1)	41 (1)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10 (2)	10 (2)	—	—	3 (2)
合計	51	51	—	—	7

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に費用計上した役員退職慰労引当金繰入額8百万円（取締役（3名）7百万円及び監査役（1名）1百万円）が含まれております。
2. 上記報酬等の額のほか、2024年2月28日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して、役員退職慰労金として、70百万円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額53百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動内容
北 野 孝 輔	取 締 役	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験・識見に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
村 上 章	監 査 役	当事業年度開催の取締役会には、19回中17回に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。当事業年度開催の監査役会には、19回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
田 村 洋 平	監 査 役	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。当事業年度開催の監査役会には、19回中19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 子会社からの役員としての報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	合計
当社	29百万円	—	29百万円
連結子会社	—	—	—
計	29百万円	—	29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が3百万円あります。

(3) 会計監査人と同一のネットワーク（BDO）に対する報酬の額（(2)を除く）

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	合計
当社	—	—	—
連結子会社	—	5百万円	5百万円
計	—	5百万円	5百万円

(注) 連結子会社における非監査業務の内容は、海外支店の税務申告業務等です。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) ステークホルダーの要望に応え、健全な企業活動を継続して行う上で、コンプライアンスが重要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンス・マニュアルを作成する。社長直轄の監査室が、コンプライアンス担当部署となり、役員及び社員一人ひとりがコンプライアンスを実行するための支援・指導を行い、徹底を図る。
- 2) 社内の規程違反、問題に関する社内通報について、公益通報者保護法対応マニュアルを準用規定し、通報窓口を監査室又は監査役とする。
- 3) 内部監査を担当する社長直轄の監査室は、コンプライアンスに関し監査を行う。
- 4) 取締役会及びマネージメント会議の月1回開催を定例とし、各取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務を監督する。
- 5) 監査役3名が取締役会、マネージメント会議を含む重要な会議に出席し、また取締役と随時情報交換を行い、取締役の職務執行を監査する。
- 6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対策規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役会、マネージメント会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- 2) 文書管理規程を含む社内規程の改廃は取締役会の承認を要する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 市場リスク管理方針規程、市場リスク管理施策規程に基づき取締役会が毎事業年度初めに年間の市場リスク管理施策を決定し、管理グループが管理にあたる。実行結果は毎月管理グループマネージャーが取締役会に報告する。
- 2) IT社内ルール、セキュリティ・マニュアルに則り、情報システムやその他の安全性対策を適切に実施する。
- 3) 内部監査担当の監査室及び監査役がそれぞれの監査においてその他リスクを感知察知する場合は、代表取締役に報告する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

1) 企業価値の最大化を図る観点から、営業判断の迅速化、経営の効率化を進め、経営のチェック機能の充実及び適時適切な情報開示を行うことを目的に定時取締役会を月1回開催し、重要案件があれば臨時取締役会を開催する。

取締役会は、経営戦略、事業計画の執行に関する最高の意思決定機関であり、取締役の職務執行の監督を行う。

2) 社長、各営業グループマネージャー、管理グループマネージャー及び監査役が出席するマネジメント会議を月1回開催する。取締役会で付議される以外の経営に関する、より細部にわたる審議、報告を行い、主として事業環境の分析、事業計画、利益計画の進捗状況など情報の共有化を図り、経営判断に反映させる。

⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1) 関係会社管理規程に基づき、当社とその子会社は、統一された経営理念と基本方針に従い、綿密な連携を保つ。

2) 当社の取締役又は監査役等が、子会社の業務の適正を監視する。

3) 当社と子会社の連絡会議において、子会社の代表取締役による経営に関する報告並びに当社の指導・監督を実施する。

⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数等を監査役と協議の上、人員を配置する。

2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で補助業務を行う。

⑦ **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1) 監査役会規程、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、監査役は重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、代表取締役をはじめとする取締役と随時会合を持ち、経営方針を確かめ、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

- 2) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、公益通報者保護法対応マニュアルに基づき、公益通報があったとき及び社内の規程違反、問題に関する社内通報があったときには、監査役に報告する。
- 3) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 4) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとする。
- 5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還を請求した際は、明らかに監査役の職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、すみやかにこれに応じることとする。

⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、基本方針のもと、当社及び子会社の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、関係諸規程に基づく組織的な企業集団の管理を実行しております。

また、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、著しい損失の危険及びコンプライアンスに係る疑義等が当社代表取締役及び監査役に報告されるよう運用を行っております。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 代表取締役は、「財務報告の基本方針」及び別途定める「内部統制委員会の内部統制整備に関する基本方針及び実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うこととしております。
- 2) 取締役会は、代表取締役が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行うこととしております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、当事業年度および中長期の収益見通しならびに財務状況等を勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,549,700	流 動 負 債	933,384
現 金 及 び 預 金	449,332	買 掛 金	174,805
受取手形、売掛金及び契約資産	963,727	短 期 借 入 金	510,000
電 子 記 録 債 権	463,500	リ ー ス 債 務	744
商 品	230,056	未 払 法 人 税 等	57,979
仕 掛 品	141,057	そ の 他	189,855
前 渡 金	268,086	固 定 負 債	125,391
そ の 他	34,342	リ ー ス 債 務	2,171
貸 倒 引 当 金	△402	退職給付に係る負債	67,651
固 定 資 産	464,771	役員退職慰労引当金	49,015
有形固定資産	211,212	繰 延 税 金 負 債	2,540
建 物 及 び 構 築 物	36,218	資 産 除 去 債 務	3,397
機械装置及び運搬具	76,597	そ の 他	616
工具、器具及び備品	12,249	負 債 合 計	1,058,776
土 地	83,495	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	2,650	株 主 資 本	1,957,653
無形固定資産	43,492	資 本 金	100,210
そ の 他	43,492	資 本 剰 余 金	121,646
投資その他の資産	210,067	利 益 剰 余 金	2,393,286
投 資 有 価 証 券	100,000	自 己 株 式	△657,488
繰 延 税 金 資 産	44,714	その他の包括利益累計額	△1,958
そ の 他	65,352	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,958
資 産 合 計	3,014,471	純 資 産 合 計	1,955,694
		負 債 純 資 産 合 計	3,014,471

連結損益計算書

(2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		3,969,934
売上原価		2,819,882
売上総利益		1,150,052
販売費及び一般管理費		873,450
営業利益		276,602
営業外収益		
受取利息	2,459	
受取配当金	1	
保険返戻金	44,107	
その他	979	47,548
営業外費用		
支払利息	2,059	
為替差損	5,201	
その他	10	7,271
経常利益		316,879
特別利益		
固定資産売却益	238	238
特別損失		
減損損失	3,965	3,965
税金等調整前当期純利益		313,152
法人税、住民税及び事業税	87,553	
法人税等調整額	13,180	100,734
当期純利益		212,418
親会社株主に帰属する当期純利益		212,418

連結株主資本等変動計算書

(2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,210	121,646	2,242,666	△657,488	1,807,033
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△61,797		△61,797
親会社株主に帰属する当期純利益			212,418		212,418
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	150,620	－	150,620
当 期 末 残 高	100,210	121,646	2,393,286	△657,488	1,957,653

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△4,802	△4,802	1,802,231
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△61,797
親会社株主に帰属する当期純利益			212,418
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,843	2,843	2,843
当 期 変 動 額 合 計	2,843	2,843	153,463
当 期 末 残 高	△1,958	△1,958	1,955,694

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社ペリテック

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法

2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・ 機械装置 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ 部品等 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・ 建物及び構築物 3～45年

・ 機械装置及び運搬具 3～17年

・ 工具、器具及び備品 2～8年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

施設利用権については、施設利用期間（20年）に基づく定額法によっ

ております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって
おります。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

1) エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業においては、主にワイヤボンダー、当社製装置などの機械及びそれらの部品・消耗品ならびに電子材料等を販売しております。機械類の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。部品・消耗品及び電子材料等については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2) マリン・環境機器事業

マリン・環境機器事業においては、主に船用クレーンなどの機械及びそれらの部品・消耗品を販売しております。機械類の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。部品・消耗品については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

3) S I 事業

S I 事業においては、主にシステムインテグレーション及びソフトウェア開発とともに計測機器およびプログラミング教材等を販売しております。システムインテグレーションおよびソフトウェア開発ならびに計測機器の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。プログラミング教材の販売については、出荷

時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

4) サイエンス事業

サイエンス事業においては、主にイメージング関連機器等の機械及びそれらの部品・消耗品、中古理化学機器等を販売しております。機械類の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。部品・消耗品、中古機器及び一部の機械については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当社においては当連結会計年度の末日における退職給付債務見込額及び年金資産の見込額に基づき計上し、連結子会社においては当連結会計年度の末日における退職給付債務見込額に基づき計上しております。また、当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・為替予約

ヘッジ対象・・売掛金及び買掛金

・ヘッジ方針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替の相場変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 242,133千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の円滑な調達を行うために複数の金融機関と当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高等は以下のとおりです。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入実行残高	510,000千円
差引額	590,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,316,000	－	－	2,316,000
自己株式				
普通株式	550,350	－	－	550,350

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月28日 開催定時株主総会	普通株式	61,797	35.00	2023年11月30日	2024年2月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2025年2月27日 開催定時株主総会	普通株式	61,797	利益剰余金	35.00	2024年 11月30日	2025年 2月28日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業キャッシュ・フローから生じた余資を安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。売掛金の一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、支払期日は1年以内です。買掛金の一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に余資の運用手段として保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権及び営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項 2) ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、1年以内です。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

債券は、市場リスク管理施策規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、外貨建ての営業債権及び債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用して

ヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金の金利変動リスクについては、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業グループからの報告に基づき、管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	97,660	△2,340
資産計	100,000	97,660	△2,340
デリバティブ取引（※）	(2,823)	(2,823)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,823)	(2,823)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外を用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	△2,823	—	△2,823
負債計	—	△2,823	—	△2,823

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	97,660	—	97,660
資産計	—	97,660	—	97,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	エレクトロニクス事業	マリン・環境機器事業	S I 事業	サイエンス事業	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,563,936	645,643	621,912	138,442	3,969,934
外部顧客への売上高	2,563,936	645,643	621,912	138,442	3,969,934

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）」(3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	7,115	8,028

契約負債は、S I 事業の海外における機器販売および国内におけるシステムインテグレーション案件ならびにサイエンス事業における保守サービスによるものであり、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金および前受収益です。契約負債は、収益の認識に

伴い取り崩されます。

連結貸借対照表において、契約負債は「流動負債その他」に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1 株当たり純資産額	1,107円63銭
(2) 1 株当たり当期純利益	120円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

千円単位の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,149,143	流 動 負 債	866,092
現 金 及 び 預 金	176,315	買 掛 金	148,931
受取手形、売掛金及び契約資産	878,004	短 期 借 入 金	510,000
電 子 記 録 債 権	463,500	未 払 金	36,759
商 品	228,931	未 払 費 用	35,251
仕 掛 品	114,569	未 払 法 人 税 等	57,784
前 渡 金	266,431	預 り 金	9,210
前 払 費 用	19,572	そ の 他	68,154
従 業 員 短 期 貸 付 金	1,008	固 定 負 債	95,801
そ の 他	1,212	退 職 給 付 引 当 金	44,611
貸 倒 引 当 金	△402	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47,793
固 定 資 産	509,633	資 産 除 去 債 務	3,397
有形固定資産	63,365	負 債 合 計	961,894
建 物	3,760	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	47,107	株 主 資 本	1,698,841
車 両 運 搬 具	541	資 本 金	100,210
工具、器具及び備品	11,956	資 本 剰 余 金	121,646
無形固定資産	41,699	資 本 準 備 金	75,210
ソ フ ト ウ エ ア	1,701	そ の 他 資 本 剰 余 金	46,436
ソフトウエア仮勘定	36,421	利 益 剰 余 金	2,134,474
電 話 加 入 権	586	利 益 準 備 金	6,250
施 設 利 用 権	2,990	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,128,224
投資その他の資産	404,568	別 途 積 立 金	550,000
投 資 有 価 証 券	100,000	繰 越 利 益 剰 余 金	1,578,224
関 係 会 社 株 式	219,500	自 己 株 式	△657,488
従 業 員 長 期 貸 付 金	1,215	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,958
長 期 前 払 費 用	1,611	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,958
繰 延 税 金 資 産	44,714	純 資 産 合 計	1,696,882
差 入 保 証 金	19,181	負 債 純 資 産 合 計	2,658,776
保 険 積 立 金	18,345		
資 産 合 計	2,658,776		

損 益 計 算 書

(2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,349,695
売上原価		2,388,913
売上総利益		960,781
販売費及び一般管理費		654,409
営業利益		306,371
営業外収益		
受取利息	32	
有価証券利息	2,400	
保険返戻金	34,508	
その他	409	37,350
営業外費用		
支払利息	2,059	
為替差損	5,637	7,697
経常利益		336,024
特別損失		
減損損失	3,965	3,965
税引前当期純利益		332,059
法人税、住民税及び事業税	87,159	
法人税等調整額	18,965	106,125
当期純利益		225,934

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,210	75,210	46,436	121,646	6,250	550,000	1,414,087	1,970,337	△657,488	1,534,704
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△61,797	△61,797		△61,797
当期純利益							225,934	225,934		225,934
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	164,136	164,136	-	164,136
当 期 末 残 高	100,210	75,210	46,436	121,646	6,250	550,000	1,578,224	2,134,474	△657,488	1,698,841

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,802	△4,802	1,529,902
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△61,797
当期純利益			225,934
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,843	2,843	2,843
当 期 変 動 額 合 計	2,843	2,843	166,979
当 期 末 残 高	△1,958	△1,958	1,696,882

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

- ・ 機械装置 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ・ 部品等 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～39年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 2～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

施設利用権については、施設利用期間（20年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務見込額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業においては、主にワイヤボンダー、当社製装置などの機械及びそれらの部品・消耗品ならびに電子材料等を販売しております。機械類の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。部品・消耗品及び電子材料等については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② マリン・環境機器事業

マリン・環境機器事業においては、主に船用クレーンなどの機械及びそれらの部品・消耗品を販売しております。機械類の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。部品・消耗品については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③ サイエンス事業

サイエンス事業においては、主にイメージング関連機器等の機械及びそれらの部品・消耗品、中古理化学機器等を販売しております。機械類の販売については、商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点である顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。部

品・消耗品、中古機器及び一部の機械については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…売掛金及び買掛金 |
| ③ ヘッジ方針 | 為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替の相場変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 |

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 120,527千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の円滑な調達を行うために複数の金融機関と当座貸越契約を締結しております。なお、当事業年度末における借入未実行残高等は以下のとおりです。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入実行残高	510,000千円
差引額	590,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	212千円
関係会社に対する短期金銭債務	3,687千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,673千円
売上原価	12,330千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	550,350	—	—	550,350

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,946千円
商品評価損	6,161千円
役員退職慰労引当金	14,634千円
退職給付引当金	13,659千円
為替予約	864千円
その他	9,624千円
繰延税金資産小計	48,890千円
評価性引当額	△4,007千円
繰延税金資産合計	44,882千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△168千円
繰延税金負債合計	△168千円
繰延税金資産の純額	44,714千円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	961円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	127円96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

千円単位の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年1月23日

テクノアルファ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山本公太

公認会計士 森田 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノアルファ株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクノアルファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年1月23日

テクノアルファ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 山本公太
業務執行社員
指定社員 公認会計士 森田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノアルファ株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月23日

テクノアルファ株式会社 監査役会

常勤監査役 青 野 芳 久 ㊟

監査役（社外監査役） 村 上 章 ㊟

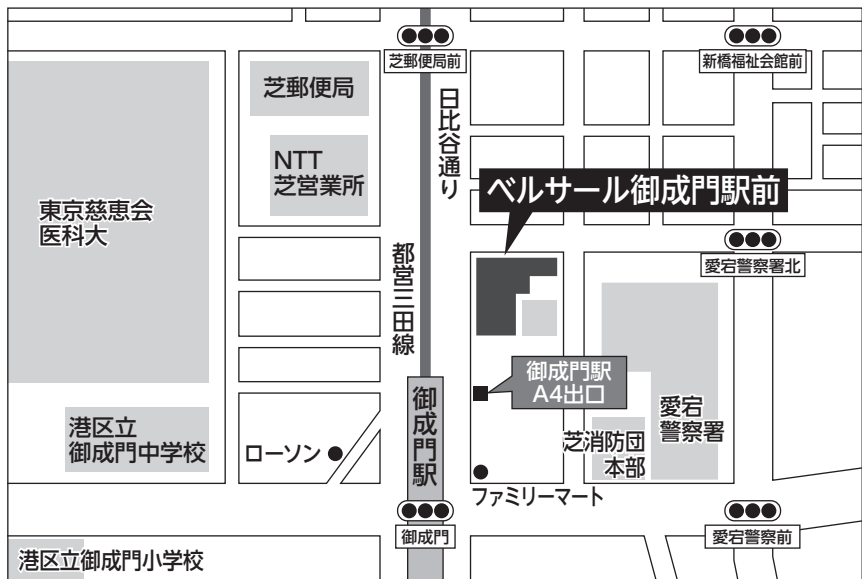
監査役（社外監査役） 田 村 洋 平 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場が前回と異なっておりますので、ご注意ください。

東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル 1階
ベルサール御成門駅前



都営三田線「御成門駅」A4出口徒歩1分
(お車でのご来場はご遠慮ください)

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。